

兵庫県稲美町農業委員会  
令和3年9月定例会会議録

- 1 開催日時 令和3年9月24日（金）13時30分～14時05分
- 2 場 所 稲美町役場 新館3階 305会議室
- 3 議 事  
報告第13号「農地法第18条第6項の規定による届出について」  
⇒承認（2件）  
報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（専決処理）」 取り下げにつき審議なし（2件）  
報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（2件）  
議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（1件）  
議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（3件）  
議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（13名）  
1番・山本恵洋 2番・福田正人 3番・丸山治正 4番・福田 修  
5番・坂本英正 6番・大西寿々代 7番・藤本勝彦  
9番・久保敬治 10番・大西純子 11番・鳴瀬敏雄 12番・松尾芳夫  
13番・大村信介 14番・高橋秀一
- 5 欠席委員（1名）  
8番・丸尾信夫
- 6 事務局  
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
13番・大村信介 委員 1番・山本恵洋 委員
- 8 議 事  
事務局： ただいまから令和3年9月定例会を開会いたします。  
開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が開会のご挨拶を申し

上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願ひします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、13名の委員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、13番大村信介委員、1番山本恵洋委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願ひします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第13号～第15号及び議案第30号～第32号まででございます。よろしくご審議をお願ひします。

議 長： それでは、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町印南字中場	田	1, 225 m <sup>2</sup>
	田	1, 032 m <sup>2</sup>
	2筆合計	2, 257 m <sup>2</sup>

賃貸人：地元農業者

賃借人：地元農業者

設定された権利：残存小作地

解約理由：残存小作地を解消するため

解約成立日：令和3年8月6日

土地引渡時期：令和3年8月6日

解約届出日：令和3年8月26日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。  
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町印南字中場

地目：田

面積：1,729㎡

賃貸人：地元所有者

賃借人：地元農業者

設定された権利：残存小作地

解約理由：残存小作地を解消するため

解約成立日：令和3年8月6日

土地引渡時期：令和3年8月6日

解約届出日：令和3年8月26日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡6丁目 田 361㎡

田 382㎡

(国岡東交差点西方) 2筆合計 743㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業・建築工事業者

転用目的：露天資材置場

土地利用計画： 周囲は既設擁壁あり。造成工事完了後、建築工事用資材を置く。農業用給水口は閉塞。雨水は北西角付近に設ける雨水枡から道路側溝に放流。

専決処理：令和3年9月8日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、露天資材置場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年9月8日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町国安二丁目（国安土地区画整理区域内）

地目：田

転用面積：214㎡

設定する権利：使用貸借権

譲渡人（貸付人）：地元農家

譲受人（借受人）：町内在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画： 隣地境界は既設擁壁あり。造成工事完了後、住宅を建築する。雨水は道路側溝に放流。汚水は公共下水道に接続。

専決処理：令和3年9月21日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、使用貸借権の設定を伴う、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年9月21日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町蛸草字中條（蛸草交差点北方）

地 目：田

面 積：731㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：相続で取得した町外在住者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター2台、コンバイン・田植機・フォークリフト・トラック・軽トラック 各1台

栽培作物：水稲、野菜、果樹。

使用貸借を解約し譲り受けるため、耕作管理状態に変更なし

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は関係者ですので松尾委員にお願いいたしました。許可しても問題ないと報告をいただいています。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和3年9月21日13時30分～14時30分までの間、4番 福田修農地担当副会長、7番 藤本勝彦委員、14番 高橋秀一会長及び事務局の4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

7番・藤本勝彦委員： 申請地は県道沿いにあり、申請人の家族が所有する農地と一体で水稲が栽培されてきました。譲受人は熱心な農業者で、申請地はこれまで譲受人が耕作を行ってきましたので、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議 長： それでは、議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」「番号2」及び「番号3」について一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号1」「番号2」及び「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 「番号1」「番号2」「番号3」は申請人が同一で、隣接する農地ですので、一括して説明いたします。

「番号1」

所在： 稲美町岡字西（天満大池北池の東）

地目： 田

面積： 499 m<sup>2</sup>

申請人： 地元農業兼自営業者

転用目的： 事務所併用住宅、天満大池バイパスの収用による移転  
都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み

「番号2」

所在： 稲美町岡字西

地目： 田

面積： 400 m<sup>2</sup>

申請人： 地元農業兼自営業者

転用目的： 露天駐車場 10台

「番号3」

所在： 稲美町岡字西

地目： 田

面積： 272 m<sup>2</sup>

申請人： 地元農業兼自営業者

転用目的： 農業用倉庫

都市計画法施行規則第60条に規定する開発許可等不要証明申請書提出済み

土地利用計画： 西既設駐車場側はL字擁壁及びコンクリートブロック積みし、東側町道高さまで盛土整地する。南申請人農地側は斜面仕上げ。北はL型擁壁。駐車場・農業用倉庫部分はコンクリート舗装。雨水は敷地内東側道路際に設置するU字溝を北に流れ、北側敷地内境界際に設置するU字溝を西に流れ、自己所有水路を経て天満大池北池に放流。汚水は東側町道敷設の公共下水へ接続。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」「番号2」「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。転用による農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・福田修委員： 西は駐車場、東は町道、北は農地、南は申請者の所有する農地です。東側町道高さまで盛土し住宅や農業用倉庫を建設されます。雨水は申請地境界内に設けるU字溝を通り、北西角に伸びる申請人所有の水路から天満大池へ放流。汚水は東側町道敷設の公共下水へ接続する計画です。農業用水も確保される見込みですので、転用しても農地や道路への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」「番号2」及び「番号3」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」「番号2」及び「番号3」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に2番福田正人委員が該当しますので、福田委員の退席を求めます。

(福田委員退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 7件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 7件

申請筆数： 11筆

申請面積： 20,499㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）： 5件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 5件

申請筆数： 9筆

申請面積：16,971 m<sup>2</sup>

借受理由：経営規模拡大 5件

貸付理由：高齢により耕作できない 4件

兼業による労力不足 1件

「明細（農地バンク）」

利用権を設定する申請者（借受者）：2件

農地バンク：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：2件

申請筆数：2筆

申請面積：3,528 m<sup>2</sup>

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 調査依頼した借受人につきましては問題ないとの報告をいただいています。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の 2番福田正人委員は自席にお戻りください。

（福田委員席に戻る）

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和3年9月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年9月24日

議長 高橋 秀一

委員 大村 信介

委員 山本 恵洋